

空き家の取得費用を支援します

～気仙沼市空き家取得補助金～

令和7年度版

気仙沼市は、空き家の利活用と移住・定住の促進を図るため、気仙沼市の空き家バンクに登録している空き家の購入費用の一部を予算の範囲内で補助します。

🏠 補助対象者・補助要件

市空き家バンクに登録されている空き家の購入者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

補助対象者	補助要件
移住者	市外から本市に定住の意思を持って転入し、本補助金の申請時点において転入後1年未満の者（本市に転入前であっても、転入・定住の意思を持って空き家を購入した者も含む）
二地域居住者等	主な生活拠点とは別に気仙沼市に生活拠点を設け、旅行や帰省、出張等といった一時的ではなく、年間通算して概ね1ヶ月以上の期間を本市に滞在する、または、年間の滞在期間が概ね1ヶ月とは言えない場合であっても、継続年数が複数年に及ぶことが見込まれる者（なお三地域以上の居住形態も含まれる）
子育て世帯	市内在住者であって、申請時点において18歳未満の子どもがいる世帯

基本要件

申請者（申請者を含む家族）が居住することを目的として取得する空き家であること（ただし、居住に加え、店舗や事業所などの目的でも利用する場合は可とする）
 申請者（世帯員を含む）が気仙沼市の市税等を滞納していないこと
 申請者（世帯員を含む）が気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
 市空き家バンクに登録されている空き家であって、売却価格が200万円以上の空き家
 過去にこの補助金の交付を受けた空き家でないこと
 申請者が過去にこの補助金の交付を受けていないこと

🏠 補助対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに上記の要件を満たした空き家を取得した経費（売買契約の金額）

※支払いを年度内に完了してください。

🏠 補助金額

補助対象経費の1／2以内（上限100万円） ※1,000円未満切り捨て

🏠 事前相談（必須）

次のとおり事前相談を受け付けますので、申請を希望する場合は、必ず事前相談を行ってください。

- 1 事前相談期間 令和7年4月2日（水）～令和7年4月23日（水）
2 提出書類 仮申請書
3 提出先 気仙沼市役所 本庁舎2階 震災復興・企画課 けせんぬま創生戦略室
4 留意事項
- ・仮申請書を提出しない場合は、補助金の申請を受付できない場合があります。
 - ・交付件数は5件程度を予定しています。申請希望者が多数の場合は、空き家バンクの物件登録日が早い順を基本として判断させていただきます。

補助申請（事前相談後）

事前相談後に次の書類を提出してください。

- 気仙沼市空き家取得補助金交付申請書（様式第1号）
- 空き家の売買契約書の写し
- 住宅購入に要した経費の領収書の写し等
- 取得する住宅の位置図、平面図等
- 住宅入居後の申請者及び申請者の属する世帯全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- 申請者及び世帯員の市税納付状況確認同意書（未納がないことの証明）
- 宣誓書（転入前の方のみ）

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

【お問い合わせ】 気仙沼市役所 震災復興・企画課 けせんぬま創生戦略室

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1-1（市役所本庁舎2階）

電話：0226-52-0695 E-mail：kikaku@kesennuma.miyagi.jp